

令和5年度 吹田市障害児施設等整備補助 審査基準

| 審査項目 | No | 評価基準・視点等 | 配点 |
|--------------------------|----|---|----|
| I 応募条件等 | | | |
| 事務局による確認 | 1 | 建設用地の確保が確実であると認められること | — |
| | 2 | 役員構成等が適切であるか。 ・理事が6名以上であること(NPOは3名以上) ・理事の親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと(ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人) ・理事の中に学識経験者又は地域の福祉関係者がいること(NPOは規定なし) ・2名以上の監事を置いていること(NPOは1名以上) ・理事の員数を超える評議員を置いていること など ※ 厚労省通知「社会福祉法人の認可について」(社会福祉法人審査基準)による。 | — |
| | 3 | 整備事業スケジュールが明確になっているか。整備期間内で完了し、円滑に開設が見込まれるスケジュールとなっているか。(設計、建築に係る諸手続、建設工事入札、建設工事施工、職員採用・研修、児童福祉法並びに障害者総合支援法の事業所指定申請など) | — |
| II 障がい児福祉計画との関連性等 | | | |
| 第2期吹田市障がい児福祉計画との関連性 | 4 | (1)重症心身障がい児又は医療的ケア(◆1)を要する障がい児を受け入れる施設の整備 20点 (2)居宅訪問型児童発達支援の整備 10点 (3)創設、増築など定員増を図る整備 10点 | 40 |
| 国庫補助の「優先的な整備対象」との関連性 | 5 | (1)別表【I】のAからケまでのいずれかに当てはまる整備 10点 | 10 |
| III 法人の適格性 | | | |
| 法人の理念及び運営方針 | 6 | 法人の設立趣旨や理念、運営方針及び応募理由等から障がい児・者の尊厳の視点、障がい福祉事業への熱意が感じられるか。 | 10 |
| 適正な法人運営 | 7 | (1)直近の指導監査及び過去3年の特別監査の結果が良好であるか。または、指摘事項を改善し、事業運営を行っているか。 (2)外部監査、第三者評価の導入を実施しているか。 [採点基準] 行政処分あり 0点 新設法人又は指導あり 3点 指導なし、外部監査又は第三者評価実施 5点 | |
| IV 事業計画と事業概要 | | | |
| 整備の必要性 | 8 | (1)整備の必要性が明確になっているか。 (2)障がい児福祉計画に定めるサービス見込量にかかわらず待機者等の観点から整備の必要性があるか。 (3)既存の施設事業所等々対応できない理由があるか。 | 50 |
| 事業計画 | 9 | (1)事業目的、取り組み内容及び事業展望が明確になっているか。 (2)定員に応じた利用者の見込みが確保されているか。 | |
| 地域交流・連携 | 10 | (1)地域住民に対する説明が十分に行われているか、また行われる予定か。 (2)利用者が地域社会と日常的に交流が図れるよう配慮、計画等をしているか。 (3)ボランティアの活用、地域や関係機関との連携など、地域福祉の推進に寄与する方針や具体的な取り組みについて検討しているか。 | |
| 障がい児・者の権利擁護 | 11 | (1)障がい児・者への偏見や差別の解消への取り組みが実践されるか。(啓発・権利擁護の発信) (2)虐待防止の措置が取られているか。(風通しの良い職場づくり、ヒヤリ・ハット、人権や技術研修の実施等) | |
| 個人情報保護 | 12 | (1)個人情報の保管・管理体制が十分に整備されているか。 (2)個人情報の取扱いについて、法令等に基づき、適正に行われているか。 | |
| 危機管理体制 | 13 | (1)地震等による大規模災害や台風等による風水害等に対する対応の体制が整備されているか。 (2)事故防止、防犯対策、急病時対応等の体制が整備されているか。 | |
| 苦情解決体制 | 14 | (1)苦情解決の体制が整備されているか。 (2)利用者やその家族等の声を職員で共有し、事業に反映させる仕組みがあるか。 | |
| 職員体制 | 15 | [職員の処遇] 適正な労務管理や職員処遇の充実などに努めているか。 | |
| | 16 | [職員確保] (1)安定したサービスを実施していくための職員の人材確保の取り組みはあるか。 (2)離職防止のため、働きやすい、長く働ける職場づくりに努めているか。 | |
| | 17 | [職員の専門性向上] 人権擁護、各専門性の向上等、人材育成のための研修は十分に実施されているか。 | |
| V 財務状況、資金計画 | | | |
| 基本財産 | 18 | 安定した運営が見込める基本財産を有しているか。 [社会福祉法人の場合] 基本財産≧1,000万円 | 30 |
| 支払い能力 | 19 | 短期安定性 流動比率 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100 | |
| | 20 | 資金繰り(借入金がある場合) [社会福祉法人の場合] 借入金償還余裕率 = {事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額 + (減価償却費 - 国庫補助金等特別積立金取崩額)} ÷ 借入金元利償還額 × 100 [NPO法人の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「経常収支差額」に置き換える。 [株式会社等の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「営業利益」に置き換える。 | |
| 設備投資の妥当性 | 21 | 長期持続性 固定長期適合率 = 固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債) × 100 | |
| 財務基盤の安定性 | 22 | 自己資本比率 = 純資産 ÷ (純資産 + 負債総額) × 100 | |
| 資金計画 | 23 | 資金計画及び収支計画等から安定的な事業実施が見込めるか。 | |

◆1 医療的ケアとは、(1)レスピレーター(人工呼吸)管理 (2)気管内挿管、気管切開 (3)鼻咽いん頭エアウェイ (4)O2吸入 (5)吸引 (6)ネブライザー使用 (7)IVH (8)経管(経鼻・胃ろうを含む) (9)腸ろう・腸管栄養 (10)持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) (11)継続した透析(腹膜灌流を含む) (12)定期導尿 (13)人工肛門 (14)皮下注射(インスリン等含む)及び持続皮下注射ポンプの使用 (15)血糖測定 (16)痙攣時における座薬挿入、吸引及び酸素投与等の処置を指す。

小計 140点

令和5年度 吹田市障害児施設等整備補助 審査基準

| 審査項目 | No | 評価基準・視点等 | 配点 |
|---------------------------------|----|---|----|
| VI 加算要件(補助金の加算を算定する場合のみ) | | | |
| 書類 審査 ・ プレ ゼン 審査 | 24 | 施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものに当てはまるか。 | 20 |
| | 25 | 整備を行うことにより、障がい児の発達支援の強化、生活能力の維持・向上を図ることや職員の就労環境の改善につながるか。 | |
| 避難スペース加算を算定する場合 | 26 | 災害時に福祉避難所の役割を果たす意思があるか。 | 20 |
| | 27 | 障害児等30人程度が長期的に避難生活が可能スペースとなっているか。 | |

加算を取らない場合 **合計 140点**
 就労・訓練事業等整備加算、大規模生産訓練設備等整備加算又は避難スペース加算のいずれかを取る場合 **合計 160点**
 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産訓練設備等整備加算と避難スペース加算の両方を取る場合 **合計 180点**
 ※ 審査の際は、合計得点に対する**得点率**で順位をつける。

別表【I】

| | |
|---|--|
| ア | 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの |
| イ | 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塙(以下、「ブロック塙等」という。)の改修整備を行うもの |
| ウ | 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの |
| エ | 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの |
| オ | アスベストの除去等の整備を図るもの |
| カ | 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの |
| キ | 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省公示第116号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの |
| ク | 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの |
| ケ | 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの |